

---

プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 親委員会及び作業部会で聞かれた主な意見

---

## 概要

1. 本資料は、第 325 回親委員会（2015 年 12 月 4 日開催）並びに第 25 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2016 年 1 月 26 日）及び第 26 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2016 年 2 月 16 日）で聞かれた主な意見を要約している。

## IFRIC 第 21 号「賦課金」について

### 第 325 回親委員会で聞かれた主な意見

2. 第 325 回親委員会では以下の意見が聞かれた。
  - (1) 本件については、「削除又は修正」が必要な水準には至っていないと考える。しかしながら、今後 IFRS の任意適用会社数の拡大に伴い、更なる検討が必要となる可能性があることに留意しておくべきであると考える。

（事務局の対応案）

「削除又は修正」はしないものの、「コメントの募集」文書の議論の経緯において、今後の更なる検討の可能性について言及した。

## IFRS 第 9 号「金融商品」について

### 第 325 回企業会計基準委員会で聞かれた主な意見

3. 第 325 回親委員会では、以下の意見が聞かれた。
  - (1) 「削除又は修正」は必要最小限であるべきで、細かい論点にまで「削除又は修正」を設けるべきではないが、ベース・アジャストの論点に関しては、ノンリサイクリング処理に関連するものであり、「削除又は修正」の項目数を増やすものではないと理解しているため、事務局の検討案の方向性に異論はない。

（事務局の対応案）

親委員会での事務局の提案のとおりとしている。

- (2) 資本性金融商品に対する投資の公正価値ヘッジの会計処理の「削除又は修正」する方法について、審議資料に記載いずれの案も有力ではあるが、事務局提案の方法が簡素でよいと考える。

(事務局の対応案)

親委員会での事務局の提案のとおりとしている。

## コメント募集及び概要の文案について

### 第 25 回作業部会で聞かれた主な意見

#### (「削除又は修正」を行っていない項目に関する記載について)

4. 第 25 回作業部会では「削除又は修正」の検討を行ったが「削除又は修正」を行っていない IFRIC 第 21 号の記載について、以下の意見が聞かれた。

- (1) IFRIC 第 21 号の検討の記載について、「「会計基準に係る基本的な考え方に重要な差異があるもの」として、論点に抽出した」と記載されているにもかかわらず、「削除又は修正」しない理由として、「実務上の困難さはない」と記載されており、説明が一貫していない。

(事務局の対応案)

考え方の差異に関して検討を行った部分を含めた上で、実務上の困難さの観点と分けて「削除又は修正」を行わない理由を表現した。

- (2) IFRIC 第 21 号を「削除又は修正」しない理由として、現在行われている IASB の概念フレームワークの改正の議論の中で、IFRIC 第 21 号を見直す可能性が示唆されていることを記載してはどうか。

(事務局の対応案)

IFRIC 第 21 号を見直す可能性があるとの理由に基づくと、むしろ、当面様子を見るため、現在の IFRIC 第 21 号を取り入れないという議論に進む可能性があるため、特段の記載を行わないこととした。

- (3) IFRIC 第 21 号の検討に関連して、今後、IFRS 解釈指針委員会の解釈指針について、同委員会で議論されている段階から対応する目的で IFRS 適用課題対応専門委員会を組成したことを記載してはどうか。

(事務局の対応案)

IFRS 適用課題対応専門委員会における我が国における適用上の課題への対応は、今後、整備を図っていくため、現段階では記載しないこととした。

### (その他)

5. 第 25 回作業部会ではコメント募集及び概要の文案について、以下の意見が聞かれた。

(1) 質問 1 について、2 つの論点を 1 つの質問項目としているが、分けた方が回答しやすいのではないか。

(事務局の対応案)

ご意見に沿って、質問を 2 つに分けた。

## 「修正国際基準の適用（案）」の文案について

### 第 25 回作業部会で聞かれた主な意見

6. 第 25 回作業部会では「修正国際基準の適用（案）」について、以下の意見が聞かれた。

(1) 簡素な体系の方が好ましいため、IFRS 第 9 号（2010 年）を残さず、IFRS 第 9 号（2013 年）に一本化することに賛成する。

(事務局の対応案)

作業部会での事務局の提案のとおりとしている。

(2) IFRS 第 9 号（2013 年）の 2018 年 1 月 1 日以降開始する事業年度とせずに、発効日をシンプルにする観点で修正国際基準の公表日以後開始する連結会計年度としてはどうか。

(事務局の対応案)

事務局で再検討を行った。今後、IFRS 第 9 号（2014 年）のエンドースメント手続の実施が想定されること等を考慮して、IFRS 第 9 号（2013 年）の発効日の規定に別段の定めを設けないことを提案している。

(3) 「適用」において、「別紙 1」、「別紙 2」という表現となっているが、これは今回の改正後のものを指すと考えられる。このため、「適用時期」で「改正後の

別紙 1、「改正後の別紙 2」と重ねて記載する必要はなく、いつから適用されるかを記載すれば足りるのではないか。

(事務局の対応案)

ご意見に沿って、作業部会の事務局の提案を修正した。

## 第 26 回作業部会で聞かれた主な意見

7. 第 26 回作業部会では IFRS 第 9 号 (2013 年) の適用時期について、以下の意見が聞かれた。

- (1) (IFRS 第 9 号 (2013 年) の発効日を設けないことについて) IAS 第 39 号が適用可能な状況が続く可能性もあるものの、簡素で理解しやすいため、事務局の提案に賛成する。

(事務局の対応案)

事務局の提案に賛成する意見である。

## 企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号の改正案について

### 第 25 回作業部会で聞かれた主な意見

#### (キャッシュ・フロー・ヘッジ会計におけるベースス・アジャストメント)

8. 第 25 回作業部会では企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号の改正案について、以下の意見が聞かれた。

- (1) コメント募集を経て検討されるもので、公開草案段階で「削除又は修正」を提案することに反対はしないが、当該「削除又は修正」は IASB が IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号を開発するにあたり、改正した項目を元に戻すものと理解しており、また、他の「削除又は修正」しなかった項目に比べ小さな論点と考えているため、意見発信の観点からはより説得力のある根拠が必要と考えられる。
- (2) 事務局の文案では、リサイクリング処理をすることの必要性の説明の一環として、「削除又は修正」を行うことを主張しているが、「削除又は修正」を行うのであれば、当期純利益の有用性を主張する上で、包括利益についてもクリーン・サープラス関係が必要であることを主張してはどうか。
- (3) IFRS 第 9 号 (2013 年) におけるベースス・アジャストメントの処理はヘッジ

会計の簡素化の文脈で議論されたと理解しており、理屈の観点から反論を行ってもかみ合わない可能性もある。

- (4) コメントを募集するにあたっては回答者の理解のために、「削除又は修正」を必要最小限とする観点から「削除又は修正」に至らないという意見があったことを質問における説明に含めてはどうか。

(事務局の対応案)

ご意見を踏まえて次の修正を行った。

- コメント募集の質問に「削除又は修正」すべきでないとの意見があることを挿入した。また、「コメント募集」文書の公表の経緯、修正会計基準第2号の改正案においても、「削除又は修正」すべきでないとの意見があることを挿入した。
- IFRS第9号(2013年)でのIAS第39号からの取扱いの変更の理由に対応して、「削除又は修正」が必要となる理由を記述した。

## その他

### 第25回作業部会で聞かれた主な意見

9. 第25回作業部会では以下の意見が聞かれた。

- (1) コメント募集の期限については、3月決算会社の決算業務を配慮して決めてほしい。また、3月決算会社の決算業務を考慮したコメント期限を想定すると急いで結論を出す必要はないものと考えられる。

(事務局の対応案)

コメント期限については、必要なコメント検討期間を確保されるように、決算業務を配慮して提案することとする。

### 第26回作業部会で聞かれた主な意見

10. 第26回作業部会では以下の意見が聞かれた。

- (2) 仮に2月中に公表議決になった場合には4月にコメント期限を迎えるため、十分な検討期間が確保されない印象となるのではないか。コメント期限は5月中旬などとしてはどうか。

(事務局の対応案)

2月開催の親委員会では公表議決を行う予定はなく、その後の親委員会での審議状況を見ながらコメント期限を検討したい。

以 上